

大雪山登山道管理水準（案）及び登山の心得（案）に対する
意見の募集について（お知らせ）

平成 17 年 11 月 25 日

環境省北海道地方環境事務所 所長 青山 銀三

統括自然保護企画官 河本 晃利

国立公園・保全整備課 奥山 正樹

自然保護官 小田部 恭子

電話：(011) 251-8703 FAX：(011) 219-7072

環境省北海道地方環境事務所では大雪山国立公園の登山道について、登山道ルートごとに管理のあり方を定める「登山道管理水準」と登山者の皆さんに守っていただきたい「登山の心得」の2つを設定しようとしております。これらの案につきまして、広く国民の皆様から意見を募集いたしますのでお知らせします。

【背景及びこれまでの経緯】

大雪山では、近年の百名山ブームから中高年者やツアーによる登山が増加しており、最も利用の多いルートでは年間利用者3万人を超えます。そのため、登山道の浸食や登山道に沿った植生の荒廃が進行し、更に経験不足や軽装の登山者が増加することによる遭難事故の多発など、様々な問題が発生しています。総延長約300kmに及ぶ登山道は、区間によって利用形態の差が大きく、自然環境も多様であることから管理、利用の両面から関係者間で共通認識を持つことが重要です。

環境省では、これまで平成13年度から15年度にかけて大雪山国立公園の全登山道の現状（土壌洗掘及び踏跡による裸地化）調査を行いました。これを受けて、平成15年度及び16年度には大雪山国立公園における登山道の管理水準検討調査を実施し、専門家や関係機関の協力を得て管理水準の設定と各登山道ルートへの水準の適用（レベル区分）に関する検討を行いました。こうした調査・検討の最終的なとりまとめとして、今年度「大雪山国立公園登山道管理水準」と「登山の心得」の2つを作成することとしたものです。

【大雪山国立公園登山道管理水準および登山の心得とは】

登山道管理水準とは、ルート別に整備する施設の内容や重視する事項など管理を行っていくうえで基本となる水準（ランク区分）を設定することにより、登山道管理者が整備・維持管理に役立てようとするものです。また、登山の心得とは、登山者の皆さんで守っていただきたい基本的なルールを整理したものです。

どちらも法的な拘束力はありませんが、管理者と登山者の両方の立場から登山のあり方を見直すことで持続的に大雪山国立公園の保護と利用を図ることを目的にしています。

【意見募集期間】

平成 17 年 11 月 28 日（月）～平成 17 年 12 月 27 日（火）

【資料入手方法と意見提出方法】

大雪山国立公園登山道管理水準（案）と登山の心得（案）その概要版、意見提出用紙は、当事務所 HP・下記事務所窓口・郵送により入手できます。また、参考資料として「平成 16 年度大雪山国立公園における登山道の管理水準検討調査報告書」と「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」を HP から入手可能です。

意見提出は、意見提出用紙に記入のうえ電子メール、下記事務所窓口、郵送、FAX にて受付いたします。詳細は、11 月 28 日更新予定の HP をご覧ください。
(http://hokkaido.env.go.jp/to_2005/1128a.html)

* 窓口の事務所

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 番地 ユーネットビル 9 階

TEL : 011-251-8703 FAX : 011-219-7072

大雪山国立公園の自然保護官事務所

上川自然保護官事務所

〒078-1751 北海道上川郡上川町本町 41 電話 : 01658-2-2574 FAX : 01658-2-2681

東川自然保護官事務所

〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15 電話 : 0166-82-2527 FAX : 0166-82-5086

上士幌自然保護官事務所

〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 235-33 電話 : 01564-2-3337

FAX : 01564-2-2933

【参考資料】

大雪山国立公園登山道管理水準（案）及び登山の心得（案）概要版